

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定等に係るバイオマス燃料の調達及び使用計画書の内容確認要領

平成29年11月29日 林第627号

令和2年12月25日 林第633号

令和4年10月7日 林第441号

最終改正：令和6年1月15日 林第582号

第1 目的

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）第9条の規定による再生可能エネルギー発電事業計画（以下「事業計画」という。）の認定申請及び第10条の規定による変更手続に係る「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）（以下「ガイドライン」という。）」第2章第1節3の②による「バイオマス燃料の調達及び使用計画書（以下「燃料調達計画書」という。）」の都道府県への事前説明に係る燃料調達計画書の内容確認の手続きを定める。

なお、長期脱炭素電源オークション（資源エネルギー庁）募集要項に定める、参加登録における「燃料調達計画」の都道府県への事前説明に係る内容確認も、本要領に準ずる。

第2 内容確認手続き

1 燃料調達計画書の事前相談

ガイドラインに基づき、燃料調達計画書の事前説明を実施しようとする発電事業者は、燃料調達を行う区域を管轄する県民局長に様式第1号を提出するものとする。

なお、燃料を調達する区域を管轄する県民局が複数に及ぶ場合は、県民局ごとの調達計画量を算定し、調達計画量が最も多い区域を所管する県民局へ提出するものとする。

2 燃料調達計画書提出の報告

県民局長は、燃料調達計画書の提出があった場合、内容確認事項整理票1を作成し、様式第2号により農林水産部長に報告するものとする。

3 燃料調達計画書の内容確認

- (1) 発電所の所在及び燃料調達の区域が同一県民局管内である場合、当該県民局長が林政課と連携して、燃料調達計画書について、内容確認事項整理票2に基づき内容を確認し、必要に応じて修正指導等を行い、発電事業者は、当該計画の修正を行う。その後、県民局長は、発電事業者・関係者に対しヒアリングを実施し、計画に懸念や不十分な点等がある場合、補正指導・助言を行い、発電事業者は、当該計画の補正を行う。
- (2) 発電事業者・関係者ヒアリングは、発電事業者のほか、伐出事業者及びチップ等加工事業者、並びに競合する燃料利用者等を対象とする。なお、発電規模に応じて、取扱量の少ない事業者等については、書類による内容確認等に代えることができるものとする。
- (3) 発電所の所在や燃料調達の区域が複数の県民局若しくは県外に及ぶ場合には、農林水産部長が該当県民局と連携して上記(1)、(2)の内容確認およびヒアリングを実施し、県民局を通じて必要な修正指導および補正指導・助言等を行い、発電事業者は、当該計画の修正・補正を行う。

第3 指導・助言への措置の確認等通知

1 「都道府県との調整」欄の記載内容の調整

第2の3(1)の内容確認手続きにより計画の懸念や不十分な点等を解消する措置が確認された場合、県民局長は、内容確認事項整理票2を作成し林政課と共有するとともに、燃料調達計画書の6の(2)「都道府県との調整」欄に記載する内容について、林政課と調整するものとする。

なお、第2の3(3)の内容確認手続きによる場合は、農林水産部長は、内容確認事項整理票2を作成し県民局と共有するとともに、燃料調達計画書の6の(2)「都道府県との調整」欄に記載する内容について、県民局と調整するものとする。

2 指導助言への措置確認等通知

1の調整後、県民局長は様式第3号により、発電事業者に、燃料調達計画書6の(2)「都道府県との調整」欄に記載する県の指導・助言等について通知を行うとともに、林政課へこれを報告する。

なお、第2の3(3)による場合は、農林水産部長は、様式第3号により、県民局を通じて発電事業者に、燃料調達計画書6の(2)「都道府県との調整」欄に記載する県の指導・助言等について通知を行う。

都道府県との調整事項の通知を受けた発電事業者は、その内容を「都道府県との調整」欄へ記載した当該計画書の最終版を、調達計画量を行う区域、あるいは燃料調達計画量が最も多い区域を所管する県民局へ提出するものとし、林政課とこれを共有する。

第4 内容確認項目

1 バイオマス燃料の使用予定数量等の総括

[燃料区分毎の使用数量、調達事業者、収集地域(都道府県・原産国)等]

2 国内の森林に係る木質バイオマス燃料の概況

(1) 使用予定量、調達方法

[燃料区分毎の林業事業者、製材事業者等、調達数量、調達地域、チップ等加工事業者]

(2) 伐出事業者の供給計画

[伐出事業者毎の現状の素材生産量、今後の素材生産計画量等]

(3) 製材等事業者の供給計画

[製材等事業者毎の現状の原木入荷量、今後の原木入荷計画量等]

(4) チップ等加工事業者

[所在地、現状の原材料入荷量と今後の入荷計画量等]

(5) 木質バイオマス燃料の価格構成

[燃料区分毎の山元から発電所までの取引段階毎の価格、水分率]

3 国内の森林に係る木質バイオマス以外のバイオマス燃料の概況

[燃料区分毎の使用数量、調達事業者、収集地域(原産国)等]

4 バイオマス燃料の入手ルート

[燃料区分毎の発生源から発電所までのフロー]

5 燃焼灰の処理

※県での内容確認は不要

6 燃料供給者等関係者との調整

- (1) 燃料の安定調達
 - ア 伐出事業者の長期にわたる燃料供給に対する責任ある意思の確認
[発電事業者又は燃料供給者と伐出事業者との協定書等を添付]
 - イ 燃料の安定供給に向けた関係者の取組
- (2) 都道府県との調整
[都道府県への説明状況、都道府県の指導・助言内容]
- (3) 国有林との調整
[森林管理局等への説明状況、森林管理局等の指導・助言内容]
- (4) 林業、山村地域等への活性化の配慮
[発電所・関連事業予定雇用者数、木質バイオマス供給事業者側への要望等]
- (5) 既存用途の事業者への配慮
[既存用途の事業者への説明状況、相手方の反応と対応策など]
- (6) 地域社会に対する対応
[地域住民への説明状況、相手方の反応と対応策など]
- (7) その他

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日以降に提出された燃料調達計画書の内容確認に適用する。

附則

この要領は、令和 2 年 12 月 25 日以降に提出された燃料調達計画書の内容確認に適用する。

附則

この要領は、令和 4 年 8 月 30 日以降に提出された燃料調達計画書の内容確認に適用する。

附則

この要領は、令和 6 年度以降の事業計画認定に係る燃料調達計画書の内容確認に適用する。

様式第1号〔発電事業者から県民局への提出様式〕

文 書 番 号
年 月 日

岡山県 県民局長 殿

所在
(申請者) 発電事業者名
代表者名

再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請(変更手続) / (長期脱炭素電源オークション)に係るバイオマス燃料の調達及び使用計画書の説明について

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条(第10条)の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請(変更手続) / (長期脱炭素電源オークションへの参加)を行うため、事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)(平成29年3月、資源エネルギー庁)第2章第1節3の②の(2)の規定により、バイオマス燃料の調達及び使用計画書(変更手続用)の説明を行いたく、当該計画書及び関係書類を次のとおり提出します。

記

1 発電事業の概要

- ・名称:
- ・発電出力: (kW)
- ・土地所有者:
- ・事業区域面積:
- ・概算事業費: (百万円)
- ・年間売電額: (百万円)
- ・年間維持経費: (百万円)
- ・系統接続契約締結(予定)日:
- ・事業計画認定申請予定日:
- ・設置工事開始予定日:
- ・系統連携予定日:
- ・運転開始予定日:
- ・運転廃止予定日:

2 添付書類

- ・バイオマス燃料の調達及び使用計画書(変更手続用)
- ・燃料供給者との当面の間に渡る協定書(契約書)
- ・位置図(周辺の公共施設や住宅等との位置関係が分かる縮尺のもの)
- ・その他参考資料

文 書 番 号
年 月 日

農 林 水 産 部 長 殿

県 民 局 長

発電事業者からの燃料調達計画書（変更手続用）の提出について（報告）

このことについて、年 月 日付け、（文書番号）で、（発電事業者名）から、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条（第10条）の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請（変更手続） / （長期脱炭素電源オークションへの参加登録）を行うため、事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）（平成29年3月、資源エネルギー庁）第2章第1節3の②の規定によるバイオマス燃料の調達及び使用計画書が提出されたので、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定に係るバイオマス燃料の調達及び使用計画書の内容確認要領第2の2の規定により、提出書類の写し及び内容確認事項整理票1を提出します。

記

1 添付書類

- ・バイオマス燃料の調達及び使用計画書（変更手続用）
- ・燃料供給者との当面の間に渡る協定書（契約書）
- ・内容確認事項整理票1

(県民局経由)
文 書 番 号
年 月 日

(発電事業者) 殿

岡山県 県民局長
(岡山県農林水産部長)

再生可能エネルギー発電事業計画の認定申請（変更手続） / （長期脱炭素電源オークション）
に係るバイオマス燃料の調達及び使用計画書の説明に対する指導・助言について（通知）

（記載例）

年 月 日付け、（文書番号）で提出されたバイオマス燃料の調達及び使用計画書について、事前の説明に対する県の指導・助言への措置を確認しました（ので、妥当と判断します）。

つきましては、当計画書6の（2）「都道府県との調整」欄には、次のとおり記載してください。

なお、「都道府県との調整」欄へ記載した計画書の最終版を県に提出し、確認を受けた上で、本通知とともに認定申請（変更手続） / 参加登録時に添付して下さい。

記

1 「都道府県との調整」欄への記載内容について

- ・都道府県への説明年月日：
- ・説明先部署：
- ・担当者名：
- ・都道府県の指導・助言内容：
（内容確認における主要な補正指導内容を箇条書きで記載）

2 本計画に基づく適切な対応について

- ・燃料調達においては、既存用途事業者（燃料供給事業者・発電所等）と引き続き十分な調整を図ること。
- ・調達ルートの変更等、認定を受けた計画書と相違が生じる場合は、変更内容について、県へ事前に説明すること。
- ・燃料の調達状況について、県から照会を行った場合は協力願います。
（必要に応じて追記）

再エネ特措法関連法令等の整理

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（抄）

（再生可能エネルギー発電事業計画の認定）

第九条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

同条第4項 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 再生可能エネルギー発電事業の内容が、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

同条第5項 経済産業大臣は、前項の認定をしようとする場合において、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を用いた発電がバイオマスを電気に変換するものであるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議しなければならない。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（抄）

第四条の二 法第九条第一項の規定に基づく認定の申請は、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電される再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対して供給する事業を行う場合にあっては、様式第一による申請書（当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のものである場合にあっては、様式第一の二による申請書、その出力が十キロワット未満のものである場合にあっては、様式第一の二による申請書）を、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電される再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する事業を行う場合にあっては、様式第二の二による申請書を提出して行わなければならない。

同条第2項 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

九 当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備がバイオマス発電設備であるときは、次に掲げる書類

イ 当該バイオマス発電設備を用いて行われる発電に係るバイオマス比率（当該発電により得られる電気の量に占めるバイオマスを変換して得られる電気の量の割合（複数の種類のバイオマスを用いる場合にあっては、当該バイオマスごとの割合）をいう。以下同じ。）の算定の方法を示す書類

ロ 当該認定の申請に係る発電に利用するバイオマスの種類ごとに、それぞれの年間の利用予定数量、予定購入価格及び調達先その他当該バイオマスの出所に関する情報を示す書類

ハ 当該認定の申請に係る発電に利用するバイオマス資源の安定的な確保に向けた取組の状況を示す書類

（認定基準）

第五条 法第九条第三項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

十一 当該認定の申請に係る発電がバイオマス発電設備を用いて行われるものであるときは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該発電に係るバイオマス比率を毎月一回以上定期的に算定し、かつ、当該バイオマス比率及びその算定根拠を帳簿に記載すること。

ロ 当該発電に利用するバイオマスと同じ種類のバイオマスを利用して事業を営む者による当該バイオマスの調達に著しい影響を及ぼすおそれがない方法で発電すること。

ハ 当該認定の申請に係る発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれること

事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）（抄）

第2章 適切な事業実施のために必要な措置

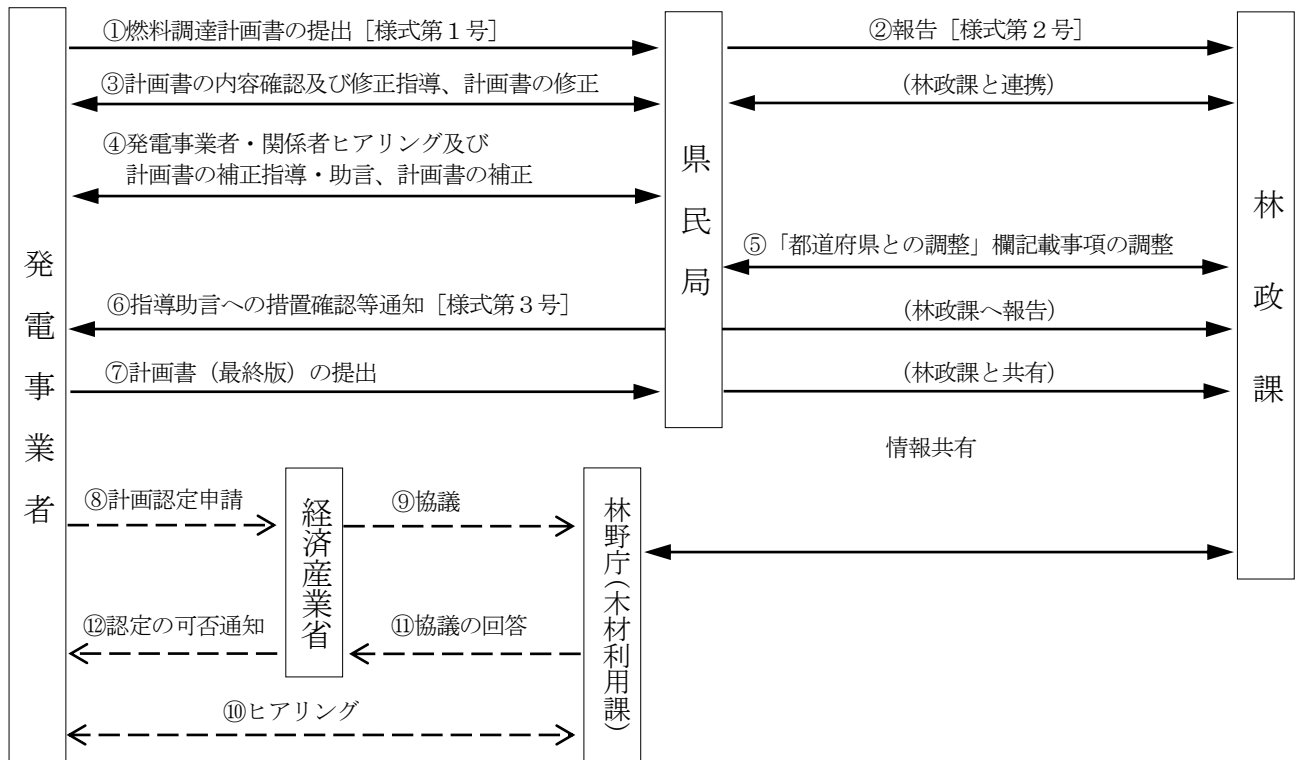
第1節 企画立案

3. 燃料の安定調達に関する計画の策定及び体制の構築

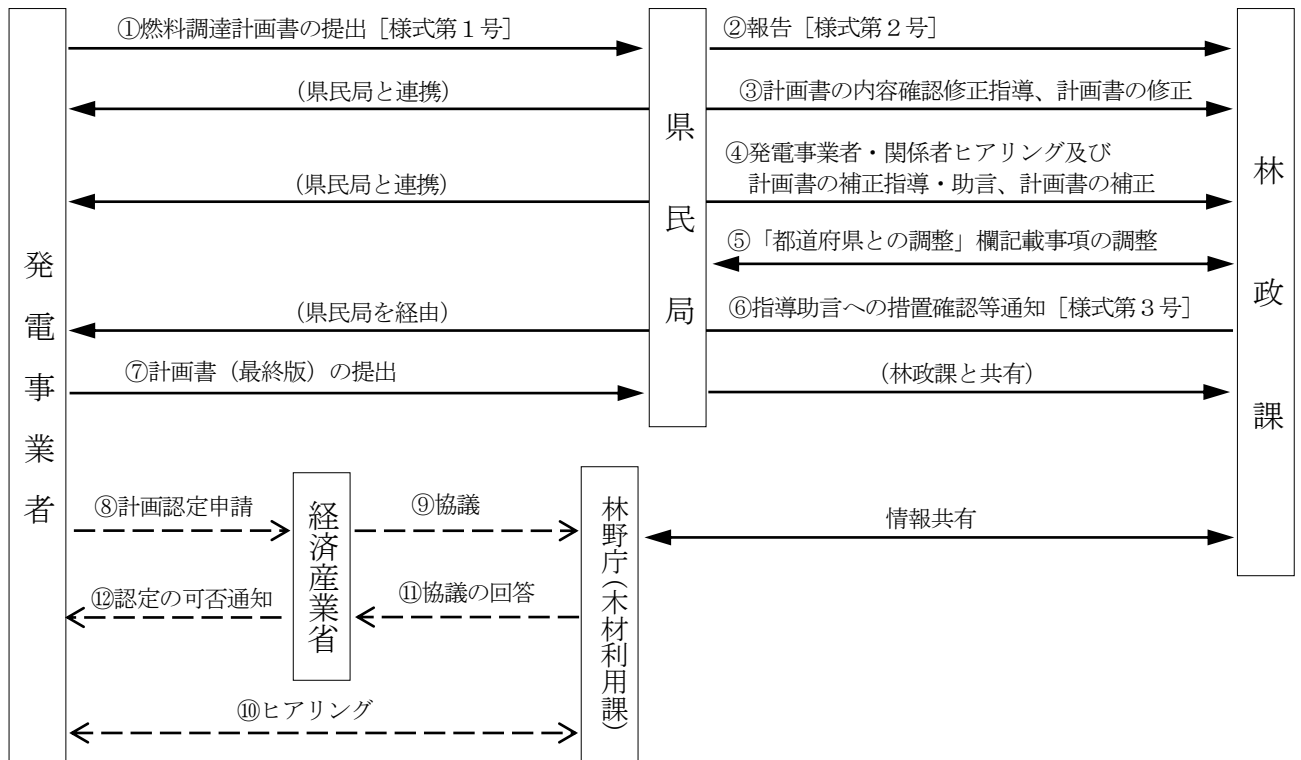
② 国内森林に係る木質バイオマスの燃料調達及び使用計画の策定に当たっては、調達予定先となるすべての都道府県林政部局に対して事前の説明を行うこと。また、当該計画の妥当性について指導・助言を受けた場合、適切な措置を講じること。〔再エネ特措法施行規則第5条第1項第1号ハ〕

F I T 法に係る燃料調達計画書内容確認のフロー図

[県民局が内容確認を行う場合（発電施設・燃料調達エリアが同一県民局管内）]



[林政課が内容確認を行う場合（発電施設・燃料調達エリアが単一県民局の管内を超える）]



※事業者は事業計画認定申請に当たって、県の指導・助言内容を付した「バイオマス燃料の調達及び使用計画書」及び県が計画書を妥当であると判断した文書を添付することとされている。